

## 平成29年度一般会計9月補正予算(第5号)

9月16～17日に発生した台風第18号災害からの復旧・復興に向け、被災者の生活再建や農林水産業・商工業への支援、道路・河川・山地等の復旧に要する経費などを追加します。

これらに加え、被災者に対する低利融資制度の発動など、既決予算も活用し、一日も早い復旧・復興を進めてまいります。

補正予算額	9,768,024千円
既決予算に第4号補正 予算額を加算した額	626,302,762千円
累 計	636,070,786千円
	(28年度9月補正後予算比+0.6%)

### 【歳入の内訳】

国庫支出金	4,536,628千円
県債	3,469,000千円
繰入金	1,728,515千円
(うち財政調整基金取崩)	1,657,129千円)
その他	33,881千円

### 1 補正事業の内容

#### (1) 台風第18号災害復旧・復興対策

(単位：千円)

事業名	予算案	事業の概要	所管課
① 被災者・生活支援			
1 救助対策費	(191,173) 100,000 291,173	災害救助法の適用地域において、法律に基づく救助等を実施するとともに、法適用外地域で住家被害が一定規模を超える市の被災者に対し、被服、寝具の支給等の支援を行う。 ・対象地域 津久見市、佐伯市(災害救助法適用) 臼杵市(法適用外) ・救助内容 (災害救助法適用地域) 避難所の設置、食料品・飲用水・被服・寝具その他生活必需品の給与、学用品の給与、住宅応急修理、障害物の除去等	地域福祉推進室
2 被災者援護費	(305,625) 3,750 309,375	災害による犠牲者に災害弔慰金を支給する市町村に対し助成する。	地域福祉推進室
3 災害時感染症予防対策事業	(15,755) 20,000 35,755	感染症(腸管出血性大腸菌O-157や細菌性赤痢など)の発生を予防するため、大規模に浸水した地域において市が実施する消毒経費を助成する。 ・対象地域 津久見市、佐伯市、臼杵市、豊後大野市	健康づくり支援課

※ 予算案欄の上段( )は既決予算に第4号補正予算額を加算した額、中段は補正予算案、下段は累計。

○新は、新規事業。

4	大分県災害被災者住宅 再建支援事業	(317,738) <b>352,750</b> 670,488	被災者の早期の生活再建を図るため、国の支援制度の対象とならない住家被害に対し、住宅再建支援金を支給する市町村に助成する。 ・上 限 額 全壊300万円、半壊130万円、床上浸水5万円 ・補 助 率 県1/2、市町村1/2 ・申請窓口 市町村 (参考)【国】被災者生活再建支援法 (国1/2 県1/2(都道府県共同設置基金)) ・適用市町村 津久見市、佐伯市 ・上 限 額 全壊300万円、大規模半壊250万円	防災危機管理課
② 農林水産業、商工業への支援				
5	農林水産業施設等復 旧支援事業	(350,000) <b>250,000</b> 600,000	被災地での農林水産業経営の再建を図るため、生産施設の復旧等に要する経費を助成する。 ・補助対象 生産施設(園芸・畜産・特用林産・水産種苗)機械更新、ほだ木再造成 ・補助率 2/3(県1/3 市町1/3)~5/6(国1/2 県1/6 市町1/6)	農林水産企画課 畜産技術室 林産振興室 水産振興課
6	鳥獣被害総合対策事 業(鳥獣害防止柵復 旧支援事業)	(475,308) <b>9,000</b> 484,308	被災した鳥獣害防止柵の復旧に要する経費を助成する。 ・補助対象 国庫補助対象外箇所の復旧資材費(仮復旧経費を含む) ・補助率 2/3(県1/3 市町1/3)	森との共生推進室
7	被災地域小規模事業 者持続化支援事業	(150,000) <b>120,000</b> 270,000	被災した小規模事業者の復旧・復興を後押しするため、事業用資産の復旧経費や販路開拓など復興に要する経費を助成する。 ・対象地域 ① 災害救助法適用地域(津久見市、佐伯市) ② 【新】災害救助法適用基準の1/2以上となる市町村(臼杵市) ・補助率 2/3(県1/2 市1/6) ・限度額 ① 200万円(共同事業の場合2,000万円) ② 【新】100万円( " 1,000万円)	商工労働企画課
③ 社会インフラ等の復旧				
8	土木関係災害復旧調 査費	(529,684) <b>305,000</b> 834,684	国への災害査定申請などのため、被災箇所の調査、測量及び設計を行う。 ・災害復旧調査費(150,000千円) ・河川海岸調査費(120,000千円) ・砂防調査費(35,000千円)	道路保全課 河川課 砂防課
9	土木施設災害復旧事 業	(9,490,929) <b>5,466,000</b> 14,956,929	被災した道路、河川などの公共土木施設の原形復旧を行うとともに、河床や砂防ダムに堆積した土砂や流木を除去する。 ・(公)災害復旧事業(5,400,000千円) ・(単)災害復旧事業(66,000千円)	道路保全課 河川課 砂防課
10	(単)道路防災事業 等	(3,418,216) <b>1,200,000</b> 4,618,216	災害の再発を防止するため、道路法面の崩壊箇所において補強工事等を行うとともに、道路に堆積した土砂の除去等を行う。 ・(単)道路防災事業(700,000千円) ・道路維持修繕費(500,000千円)	道路保全課
11	(単)河川海岸改良 事業	(1,765,000) <b>560,000</b> 2,325,000	災害の再発を防止するため、河床に堆積した土砂の除去等を行う。	河川課
12	(単)急傾斜地崩壊 対策事業	(800,000) <b>200,000</b> 1,000,000	災害の再発を防止するため、擁壁や落石対策施設などの新設を行う。	砂防課

13	林道災害復旧事業等	(3,306,951) 223,000 3,529,951	被災した県管理路線の復旧を行うとともに、市町村や森林組合が管理する路線の復旧に要する経費を助成する。 ・林道災害復旧事業(公共事業) (200,000千円) ・県単林道災害復旧事業 (3,000千円) ・林業専用道整備促進事業 (20,000千円)	林務管理課 森林整備室
14	災害関連緊急治山事業等	(1,297,061) 406,000 1,703,061	山地崩壊、土砂流出などの被災箇所における復旧及び機能強化を行う。 ・災害関連緊急治山事業(公共事業) (300,000千円) ・県単治山事業(工事費・調査費) (106,000千円)	森林保全課
15	漁港災害復旧事業等	(227,018) 170,000 397,018	被災した航路や防波堤など漁港施設の復旧を行う。 ・漁港災害復旧事業(公共事業) (150,000千円) ・漁港整備事業(調査費) (20,000千円)	漁港漁村整備課
16	森と海をつなぐ環境保全推進事業 (環境保全基金活用事業)	(3,640) 5,000 8,640	漁港や漁場に流入し、滞留した草木等の漂流・漂着物を迅速に処理するため、大分県漁業協同組合が行う回収に要する船舶借上料などを助成する。 ・補助率 10/10	漁業管理課
17	海岸漂着物地域対策推進事業 (産業廃棄物税基金活用事業)	(72,510) 63,548 136,058	港湾や海岸に流入し、滞留した草木等の漂流・漂着物を迅速に回収のうえ処分する。 漁港において市が行う草木等の処分に必要な経費を助成する。 ・補助率 離島 9/10 過疎地域 8/10 その他 7/10	循環社会推進課
18	社会福祉施設災害復旧事業	(7,935) 25,742 33,677	被災した社会福祉施設の復旧経費を助成する。 ・老人福祉施設整備事業 特別養護老人ホーム等2か所 補助率 国1/2、県1/4 (9,075千円) ・児童福祉施設整備事業 認定こども園等3か所 (16,667千円) 補助率(認定こども園) 国1/2、県1/4 (幼稚園) 国1/2(直接交付)、県1/6(単独上乘せ)	高齢者福祉課 こども未来課
19	新 県立学校施設災害復旧事業	(0) 269,103 269,103	被災した県立学校施設を復旧する。 ・津久見高校(津久見市) ・佐伯鶴城高校(佐伯市)	教育財務課
20	県営住宅等管理対策事業	(561,492) 13,881 575,373	被災した県営住宅を復旧する。 ・津久見住宅(津久見市) ・明野住宅(大分市)	公営住宅室
21	文化財保存事業費補助事業	(58,784) 5,250 64,034	被災した文化財の復旧を行う市町村等に対し助成する。 ・実施箇所 県指定文化財「臼杵城跡」(臼杵市) 県指定文化財「石立山岩戸寺」(国東市) ・補助率 1/2	文化課

(参考) 台風第18号災害復旧・復興対策予算

(単位:千円)

項目	9月補正 予算案	既決対応額	計
被災者・生活支援	476,500	0	476,500
農林水産業、商工業、観光への支援	379,000	7,000	386,000
社会インフラ等の復旧	8,912,524	1,941,755	10,854,279
合計	9,768,024	1,948,755	11,716,779

○ 既決予算等による主な取組

(単位:千円)

事業名	対応額	事業の概要	所管課
1 災害援護資金貸付金	—	被災者の生活再建を支援するため、住居や家財に被害を受けた者に対し、災害援護資金を融資する。 ・貸付限度 住居の全壊 250万円、住居の半壊 170万円、家財の1/3以上の損害 150万円 ・貸付利率 3% (据置期間は無利子) ・償還期間 10年 (据置期間3年) ・相談窓口 市町村 (県下全市町村が対象)	地域福祉推進室
2 生活福祉資金貸付金	—	被災した低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の生活再建を支援するため、生活福祉資金を低利で融資する。 ・資金の種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金 ・貸付利率 0%~3% (据置期間は無利子) ・相談窓口 市町村社会福祉協議会	地域福祉推進室
3 県税・使用料及び手数料の減免	—	り災証明書の交付を受けるなど一定の要件を満たした被災者に対して、県税及び使用料・手数料の減免等を行う。 ・県税 自動車税、個人事業税、不動産取得税 (県税事務所) など ・使用料等 県営住宅使用料 (市役所) 免許証再交付手数料 (警察署) 飲食店営業許可申請手数料 (保健所) など ・相談窓口 上記の( )内	税務課 財政課
4 農業金融対策事業／ 中小企業金融対策費	—	復旧・復興に要する経費について低利融資を実施する。 ・農林漁業者 特定災害対策緊急資金：特別被害者0.16~0.30%→0.00% (相談窓口 団体指導・金融課、市町村、農協等の金融機関) ・中小企業者、小規模事業者 地域産業振興資金 (災害復旧融資)：2.95%→0.90% (相談窓口 経営創造・金融課、商工会議所、商工会など)	団体指導・ 金融課 経営創造・ 金融課
5 地域活力づくり総合 補助金	—	観光協会等が行う誘客キャンペーンなどのPR事業を支援する。(当初予算額 500,000千円) ・補助率 2/3 (災害時特認)	地域活力応援室
6 (公) 緊急砂防事業 等	1,050,000	災害の再発を防止するため、緊急的に砂防施設の新設を行う。 ・既決予算での対応可能額 1,918,000千円	砂防課
7 団体営耕地災害復旧 事業	789,220	被災した農地や農業用施設 (ため池、水路等) の復旧を行う市町村に対し助成する。 ・既決予算での対応可能額 1,221,744千円	農村基盤整備課